

香取の障がい者と雇用

～香取の年輪ネットワーク創り～
第10号

社会福祉法人ロザリオの聖母会

障害者就業・生活支援センター

香取就業センター

〒289-2241

千葉県香取郡多古町多古694

TEL 0479-74-8331

FAX 0479-74-8332

E-mail katori-sc@rosario.jp

障害者雇用促進セミナー In 佐原



平成25年4月1日 障害者の**法定雇用率**が以下の様に上げられます！！

～事業主の皆様におかれましてはご注意下さい～

	現行	改正後
民間企業	1, 8%	2, 0%
国、地方公共団体	2, 1%	2, 3%
都道府県等の教育機関	2, 0%	2, 2%

法定雇用率の変更に伴い障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

日時：平成24年8月23日（土）

14:00～16:00

場所：ハローワーク佐原

企業数：19社(参加者総数32名)

① ハローワーク佐原における障害者職業紹介状況・雇用状況について

ハローワーク佐原 上席職業指導官 水田 信生氏

→ハローワーク佐原館内における登録者数や就職者数等の動向について説明をしています、精神障害の方の求職登録の増加。高次脳機能障害や、発達障害等、障害の多様化も近年の大きな特徴と言えます。

② 障害者雇用促進法改正について 障害者雇用の為の助成措置等について

ハローワーク佐原 雇用指導官 吉岡 良作氏

→障害者雇用促進法改正の概要についての説明。トライアル雇用や精神障害者を対象にした精神障害者ステップアップ雇用、特定求職者雇用開発助成金等の企業への助成措置を紹介しました。

③ 障害者就業・生活支援センター 香取就業センターについて

香取就業センター 平野 秀樹

→障害者・就業生活支援センターの基本的な機能と役割についての説明させて頂きました。

④ 障害のある方の雇用支援体制と活用について

香取就業センター センター長 立花 沙由里

→雇用計画、募集、実習、面接から職場定着までの企業支援のポイントについて説明をさせて頂きました。

障害者雇用率制度について

全ての事業主に対してその雇用する労働者に占める障害者の割合が、**一定率(法定雇用率)**以上になる様に義務付けられています。

対象となる事業主の範囲が従業員数の規模によって定められています。

※障害者雇用率が未達成の場合であっても義務違反ではありません。納付金を納める事によって義務を果たしている事になります。納めた納付金は達成企業への調整金として支給されています。

参加企業様からのコメント

○各機関の業務内容が分かり、連携の仕方が分かった。

○今後障害者就業・生活支援センターを活用していきたい。

○企業として地域に密着させたいと考えている中、地域の繋がりのきっかけになった。地域に密着する事を目標にしたい。



平成24年度 ネットワーク強化・充実事業 第1回 障がいのある方の雇用と就業に関しての 地域意見交換会

＜開催の趣旨＞

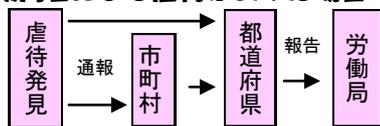
平成24年10月より**障害者虐待防止法**が施行されるに当たり労使関係における虐待防止が謳われている。障害者雇用を支える当事者、使用者、支援者間において

- 1、当該法令の周知
 - 2、使用者及び支援者として雇用管理に関する必要な視点を考察
 - 3、今後の労使関係を支える上での必要な知識
- を学ぶ事を目的として開催致しました。

＜労使関係における障害者虐待防止のPOINT！！＞

①誰であっても『虐待』をしてはならない事。②国は虐待の防止に関する責務がある事。③障害者虐待の早期発見の努力をしなければならない事とされています。

使用者による虐待があった場合！



使用者による虐待が発見された場合は、「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」が障害者虐待対応の通報窓口となります。最終的には監督権限を持つ労働局各機関により立ち入り調査や報告命令等の適切な措置を実施します。

＜スケジュール＞

開会挨拶 趣旨説明

香取就業センター 立花 沙由里

講演

『障害者虐待防止法施行にあたって』

千葉労働局 石毛 宗一 氏

『近年における労働災害の実態』

成田労働基準監督署 殿井 加代子氏

『香取圏域における雇用管理の実態』

ハローワーク佐原 蓑輪 清 氏

『海浜圏域における雇用管理の実態』

ハローワーク銚子 香取 豊 氏

シンポジウム

『雇用管理における必要な視点』

意見交換 コーディネーター 立花 沙由里

総括 東総就業センター 辻内 理章

日時：平成24年8月31日（金）
13：30～16：30

場所：多古町コミュニティプラザ
3階多目的室

参加者：参加者46名 講師4名
スタッフ9名 合計59名

＜まとめ＞

就業センターとハローワークの共同開催でした。参加頂いた多くの方々に企画者一同心より御礼を申し上げます。虐待に関する基礎的な知識を具体的に学習できました。しかし法律の施行がゴールではなく、法律を活かし具体策を考え適切な労使関係を守る事が我々の役目だと感じました。今後の意見交換会もあらゆる立場の方が自由に発言をし、職種の垣根を超えた意見交換を実施したいと思います。

＜参加者からのコメント＞

- ・現在の職員の業務内容の見直しや今後の受入れに役立てたい。
- ・雇用に関してタイムリーなテーマでよかった。当事者からの訴えを基に就業センター、雇用者の皆様との連携が必要です。
- ・「知る事(知らせる事)」からかと思いました。企業の方がより多く出席する会に育って行くと思った。



精神障害者雇用トータルサポーターによる相談

対象者・・・ 精神障害をお持ちの方 / 精神障害者を雇用する事業主の方

就職・生活等の悩みについてカウンセリング / 職場適応に関するアドバイス

相談日・・・ 毎週金曜日10時～17時(12時～13時除く) 面談時間は概ね1時間程 予約制

申込先・・・ ハローワーク佐原 TEL 0478-55-1132

